



国民健康保険制度

問国民健康保険課 ☎56-1171

加入しなければならない人

職場の健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人以外のすべての人が国民健康保険に加入します。また、3か月を超えて日本に滞在すると認められた外国籍の人も国民健康保険に加入します。ただし、医療滞在ビザで入国した人とその付き添いの人、観光・保養目的の在留資格を持つ人は加入できません。

手続きは14日以内に届出をしてください。

届け出の内容		届け出に必要なもの	
国民健康保険に加入するとき	君津市に転入したとき	-	
	職場の健康保険をやめたとき	●健康保険資格喪失証明書又は退職証明書	●印章(はんこ) ●マイナンバーカード又は通知カード(*1)+本人確認書類(*2)
	子どもが生まれたとき	-	
生活保護を受けなくなったとき	●保護廃止決定通知書		
国民健康保険をやめるとき	君津市から転出するとき	●保険証	
	職場の健康保険に加入したとき	●国民健康保険と職場の保険の両方の保険証(職場の保険証が未交付の場合は加入証明書)	
	加入者が亡くなったとき	●保険証	
その他	生活保護を受けるようになったとき	●保険証、保護開始決定通知書	
	世帯主変更、市内転居などのとき	●保険証	
	修学のため他市町村に転出するとき	●保険証、在学証明書	
	施設に入所するため他市町村に転出するとき	●保険証、入所契約書(写)又は在園証明書	
	保険証をなくしてしまったとき	-	

*1) マイナンバーカード、通知カードは申請者と該当者のものがが必要です。

*2) 運転免許証やパスポートなど、公的機関が発行する顔写真付きの証明書

国民健康保険で受けられる給付

医療の給付

●高額療養費

1か月に支払った医療費が一定の額を超えた場合、その超えた額が支給されます。該当する方には「高額療養費支給申請書」を送付します。

また、入院などで医療費が高額になる場合は、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関等に提示することにより、1か月の支払いが一定の額までとなります。

必要な方は、国民健康保険課又は行政センターで申請してください。

●高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険と介護保険のそれぞれの限度額を適用後に、両方の年間の自己負担額を合算して一定の限度額を超えた場合は、申請により差額分が支給されます。該当する方には申請書を送付します。

●療養費

次のような場合、治療に要した費用をいったん全額支払い、

あとから申請して認められると、自己負担額を除いた額が療養費として支給されます。

▶ やむを得ない理由で保険証を持たずに医療機関で治療を受けたとき

▶ 医師が治療上必要と認めた、コルセットなどの補装具代

▶ 医師が必要と認めた、はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき

▶ 医師が必要と認めた、手術などで生血を輸血したとき

▶ 海外渡航中に病気やケガなどで支払った診療費代

●出産育児一時金

国保加入者が出産したとき、出産費42万円(産科医療保障制度に非加入の医療機関の場合40万4千円)が支給されます。

●葬祭費

国保加入者が亡くなったとき、その葬儀を行った人に対して葬祭費5万円が支給されます。

●特定疾病療養受療証

人工透析を実施している慢性腎不全などの特定疾病の治療を行っている方には、申請により特定疾病療養受療証が交付

株式会社 **ライフサポート天笠**

損害保険代理店・生命保険募集代理店

(独) 中小企業基盤整備機構 共済業務取扱店

〒299-1147 千葉県君津市人見914-1 TEL0439-54-0154
e-mail: amagasa@chiba.nifty.jp FAX0439-54-0258

エリアマップ2 B-3
代表取締役 **天笠 等**

「お客様第一」をあらゆる活動の原点におき、
保険サービスを通じて安心とやすらぎを提供します。

企業市民の一員として誠実で信頼される経営を貫き、業務を通じて社会奉仕に努めます。

★取扱保険会社 損害保険ジャパン(株)・SOMPOひまわり生命保険(株)・第一生命保険(株)

★主な取扱商品 損害保険 自動車保険・火災保険(地震保険)・賠償責任保険・サイバー保険 他
生命保険 終身保険・収入保障保険・医療保険・がん保険・こども保険 他

保険・年金・税



されます。この受療証を医療機関等に提示することにより、1か月の支払いが医療機関ごとに1万円又は2万円となります。

●交通事故や傷害事件にあったとき

交通事故や傷害事件によるけがなどの治療には保険証が使えません。保険証を使用して治療を受ける場合は、国民健康保険課に届出が必要です。

※第三者(加害者)から治療費を受け取ったり、示談で済ませてしまったりすると保険証が使えなくなることがあります。

●70歳以上の人の自己負担割合

70歳になると自己負担割合や自己負担限度額が変更になります。同一世帯の70歳以上75歳未満の被保険者の前年の所得及び収入により判定します。

保険証は70歳の誕生日(1日生まれの人は誕生日の前月)の中旬に郵送します。

●保健事業

●特定健康診査・特定保健指導

40歳から74歳までの国保加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査を行います。対象の方には5月ごろに受診券を送付します。

また、健康診査の結果から、特定保健指導の対象者には、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すサポートをします。

●短期人間ドック助成制度

35歳から74歳までの国保加入者を対象に、契約医療機関で人間ドックを受検する場合、検査費用の一部を市が助成します。

事前に申請が必要となりますので、詳細は市ホームページをご覧ください。

●ジェネリック医薬品(後発医薬品)

ジェネリック医薬品とは、最初に作られた薬(先発医薬品:新薬)の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同じ有効成分を持つ医薬品です。

一般的には先発医薬品より安価で自己負担額の軽減につながり、効き目や安全性は先発医薬品とほぼ同等です。

希望する場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

未滿で一定の障害があり、後期高齢者医療制度への加入を希望する人も加入することができます。

●保険証(後期高齢者医療被保険者証)

●保険証の交付

75歳の誕生日の前月末までに簡易書留で郵送します。また、転居や氏名の変更があったときは、おおむね1週間以内に簡易書留で郵送します。

●保険証の更新

保険証の有効期限は毎年7月31日までです。8月からの保険証は、7月末までに簡易書留で郵送します。

●保険証等をなくしてしまったら

保険証等を紛失、汚損したときは、再交付の手続きが必要です。印章(はんこ)と本人確認書類(公的機関が発行する顔写真付きの証明書等)をお持ちください。本人確認書類をお持ちでないときは、申請書の受付後、再交付した保険証等を簡易書留で郵送します。

●医療の給付

●医療費の自己負担割合

医療費の自己負担割合は、8月1日から翌年7月31日までを1年度とし、同じ世帯の被保険者等の所得や収入に応じて判定されます。世帯構成の変化等により、年度途中で自己負担割合が変わる場合もあります。

●高額療養費

同一月の医療費の自己負担額が限度額を超えたときは、定められた限度額を超えた分が支給されます。該当になったときは、広域連合から通知されます。(高額療養費)

なお、市民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、3割負担で市民税課税所得が690万円未満の人は「限度額適用認定証」を保険証とともに医療機関の窓口に表示することで医療費の窓口負担の上限があらかじめ低く抑えられます。

また、非課税世帯の人は入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示することで食事や生活に要する費用が減額されます。

●外来医療費の1年間の上限

自己負担割合が1割で、1年間(8月から翌年7月)の外来の医療費が年間限度額を超えたときは、定められた限度額を超えた分が支給されます。該当になったときは、広域連合から通知されます。

●高額医療・高額介護合算療養費

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯で、1年間(8月から翌年7月)の医療及び介護の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、定められた限度額を超えた分が支給されます。該当になったときは広域連合から通知されます。

後期高齢者医療制度

問国民健康保険課 ☎56-1179

●加入する人(被保険者)

75歳以上の人は、後期高齢者医療制度に加入します。(生活保護を受給している人を除きます。)また、65歳以上75歳

暮らしサービス(登記)

エリアマップ2図 E-4

土地の境界確定・測量・登記

前田武土地家屋調査士事務所

・公図、測量図、土地登記簿等の調査・土地の境界立会い及び確定
・土地の分筆、合筆、地目変更、建物等の登記・現況図の作成

■津西市西坂田2-1-16 ■TEL:0439-52-3161 ■FAX:0439-52-2057
■営業時間/8:30~17:30 ■定休日/土曜、日曜、祝日、年末年始
■URL:http://www.maesoku.jp ■E-mail:info@maesoku.jp
■土地家屋調査士・測量士

あり(15台)

協同組合

エリアマップ6図 D-2

君津建設業協同組合

地域社会に貢献する優良企業29社加入

■津南市南子安4-8-4
■TEL:0439-52-5047
■FAX:0439-52-5093

●特定疾病の場合

厚生労働大臣が指定する特定疾病(①～③)の場合、医療費の限度額は一つの医療機関につき月額1万円となります。この場合「特定疾病療養受療証」が必要となりますので窓口で申請してください。

- ①人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ②血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固因子障害の一部
- ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限ります。)

●療養費

次のような場合で、診療に要した費用の全額を支払ったときは、申請して認められると自己負担額を除いた額が後から療養費として支給されます。

- ▶医師が治療上必要と認め、コルセットなどの治療用装具を作ったとき
- ▶医師が必要と認めて、あんま・マッサージ、はり・きゅうの施術を受けたとき
- ▶医師が必要と認めて、保存血ではなく、生血を輸血に用いて、血液提供者へ生血代を支払ったとき(親族の場合は対象外)
- ▶海外で治療を受けたとき(治療目的の渡航を除く)

●葬祭費

被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った人に葬祭費5万円が支給されます。

●交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によってけがをした場合には警察だけでなく、国民健康保険課にも届出をしましょう。

第三者の行為によるけがの治療に保険証を使用する場合は広域連合からの許可が必要です。

※加害者から医療費を受け取ったり、示談で済ませてしまったりすると、事故による症状について保険証が使えなくなることがありますのでご注意ください。

●後期高齢者健康診査

生活習慣病の早期発見と健康の保持・増進のため、無料で健康診査を受診できます。対象者に郵送する健康診査受診券を、市が契約している実施医療機関に提出することで受診できます。(施設等に入所中の方、6か月以上入院している方は対象外)

●短期人間ドック費用の助成

君津市在住で加療中でない被保険者を対象に、市が契約している医療機関で人間ドックを受検する際、医療機関で定めた検査費用の一部を市が負担します。助成を受けるためには、受検前に申請が必要です。健康診査と両方の受診はできません。

●歯科口腔健康診査

歯や口腔内の健康の維持・改善のため、無料で歯科口腔健康診査を受診できます。対象者は、前年度75歳になった被保険者で、郵送された歯科口腔健康診査受診券を、千葉県後期高齢者医療広域連合が契約している実施医療機関に提出することで受診することができます。

●ジェネリック医薬品(後発医薬品)

ジェネリック医薬品とは、最初に作られた薬(先発医薬品:新薬)の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同じ有効成分を持つ医薬品です。

一般的には先発医薬品より安価で自己負担額の軽減につながり、効き目や安全性は先発医薬品とほぼ同等です。

希望する場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

●保険料

保険料は、被保険者一人ひとりに納付していただきます。保険料額は、全員が負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計した金額です。保険料の基準は2年ごとに見直されます。

●保険料の軽減

所得の低い人は、世帯の所得状況に応じて均等割額が軽減されます。

また、制度加入前に被扶養者だった人は、被保険者の資格を得た月から保険料の所得割額の負担はなく、均等割額も2年を経過する月まで5割軽減されます。

●保険料の納め方

年金が年額18万円以上、かつ後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計が年金額の2分の1を超えない人は、年金から直接差し引きます(特別徴収)。

特別徴収に該当しない場合は、口座振替や市から郵送される納付書により金融機関で納付します(普通徴収)。普通徴収の場合の納期は、7月から翌年2月までの8回です。

なお、納付方法が特別徴収の人は、申し出により口座振替に変更することができます。

●保険料を滞納したとき

納付が困難な場合は、滞納のままにせず早めに国民健康保険課へご相談ください。

●送付先変更

保険証や後期高齢者医療保険についての通知は原則住所地への発送となりますが、申し出により住所地以外に発送することができます。

株式会社 ライフサポート天笠

損害保険代理店・生命保険募集代理店

(独)中小企業基盤整備機構 共済業務取扱店

〒299-1147千葉県君津市人見914-1 TEL0439-54-0154
e-mail:amagasa@chiba.nifty.jp FAX0439-54-0258

エリアマップ2 B-3
代表取締役 天笠 等

「お客様第一」をあらゆる活動の原点におき、
保険サービスを通じて安心とやすらぎをご提供します。

企業市民の一員として誠実で信頼される経営を貫き、業務を通じて社会奉仕に努めます。

- ★取扱保険会社 損害保険ジャパン(株)・SOMPOひまわり生命保険(株)・第一生命保険(株)
- ★主な取扱商品 損害保険 自動車保険・火災保険(地震保険)・賠償責任保険・サイバー保険 他
生命保険 終身保険・収入保障保険・医療保険・がん保険・こども保険 他

保険・年金・税



国民年金

☎市民課 ☎56-1152 木更津年金事務所 ☎0438-23-7616

国民年金とは

日本に住む20歳以上60歳未満の人には、外国人*)を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。

種類	対象者
第1号被保険者	自営業・農業・学生・フリーアルバイター・無職の人など(20歳～60歳未満)
第2号被保険者	会社員・公務員 (厚生年金などに加入している人)
第3号被保険者	65歳未満の第2号被保険者に扶養されている配偶者(20歳～60歳未満)

*) 医療滞在や観光などを目的にロングステイする外国人を除きます

市役所で行う届け出

届け出するとき	必要なもの	(運転免許証・マイナンバーカードなど)
勤め先を退職したとき	年金手帳、退職日・資格喪失日を証明する書類	本人確認書類
配偶者の扶養からはずれたとき	年金手帳、扶養からはずれた日を証明する書類	
年金手帳をなくしたとき	※木更津年金事務所でも届け出可	
付加年金に加入・脱退するとき	年金手帳	
任意加入するとき(海外転出するとき、60歳を過ぎて加入するとき)	事前にお問い合わせください	

保険料の納付

国民年金の保険料を納める期間は、20歳から60歳までの40年間です。日本年金機構から送付される納付書により金融機関、郵便局、コンビニエンスストアなどで納付してください。

免除制度

収入の減少や失業などにより保険料を納付することが困難な場合は、保険料が免除又は猶予される制度があります。申請日から2年1月前までさかのぼって申請できます。申請が遅れると障害基礎年金などが受けられない場合があります。

で、必ず手続きをしてください。

なお、退職・失業された人は、退職者の本人の所得が審査の対象外となる特例制度があります。

●全額免除、一部免除(3/4免除、半額免除、1/4免除)

本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定の基準に該当した場合、申請により保険料が全額又は一部免除されます。

●学生納付特例制度

学生本人の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請により在学中の保険料が猶予されます。

●納付猶予制度

50歳未満の人で、本人、配偶者の前年の所得が一定基準以下の場合、保険料が猶予されます。

●法定免除制度

本人が1級又は2級の障害年金を受給している場合、日本国籍で生活保護の生活扶助を受けている場合、国立及び国立以外のハンセン病療養所で療養している場合は、届出により保険料が免除となります。

●産前産後期間の保険料免除制度

本人が出産*1)した際に、届出により出産前後の一定期間*2)の保険料については納付することを要せず、当該期間は保険料納付済期間に算入されます。

*1) 出産の範囲：妊娠4か月以上の分娩(死産、流産、早産を含む)

*2) 出産前後の一定期間：出産予定日又は出産日の属する月の前月から4か月間。多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間

保険料の追納

免除、猶予の承認期間は、全額納付と比べると年金の受給額が少なくなります。承認を受けた月以降10年以内に限り保険料を納められます。詳しくは、木更津年金事務所へお問い合わせください。

年金の種類と給付内容

●老齢基礎年金

原則として10年以上の受給資格期間を満たした人が65歳になったときに支給されます。

●障害基礎年金

障害の原因となった病気やけがの初診日が、国民年金加入期間、20歳前、日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人で年金制度に加入していない期間(老齢基礎年金を繰り上

暮らしサービス(登記) エリアマップ2図 E-4

土地の境界確定・測量・登記

前田武土地家屋調査士事務所

- ・公図、測量図、土地登記簿等の調査・土地の境界立会及び確定
- ・土地の分筆、合筆、地目変更、建物等の登記・現況図の作成

■津市西坂田2-1-16 ■TEL:0439-52-3161 ■FAX:0439-52-2057
 ■営業時間/8:30~17:30 ■定休日/土曜、日曜、祝日、年末年始
 ■URL:http://www.maesoku.jp ■E-mail:info@maesoku.jp
 ■土地家屋調査士・測量士

あり(15台)

協同組合 エリアマップ6図 D-2

君津建設業協同組合

地域社会に貢献する優良企業29社加入

■津市南子安4-8-4
 ■TEL:0439-52-5047
 ■FAX:0439-52-5093

げ受給している人を除く。)のいずれかの間にある場合で障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある人に支給されます。

※障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしていることが必要です。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません

- ①初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること
- ②初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

●遺族基礎年金

国民年金の加入者や老齢基礎年金を受け取る資格のある人が死亡した場合で、18歳到達年度の末日までにある子(障害等級1級又は2級に該当する障害状態にある子については、20歳未満)がいる配偶者又は子に支給されます。

●寡婦年金

老齢基礎年金を受けられる夫が年金を受けずに死亡した場合に、10年以上婚姻関係にあった妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。

●死亡一時金

保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに死亡し、遺族が遺族基礎年金を受けられないときに支給されます。死亡一時金と寡婦年金を、両方受け取ることはできません。

●年金生活者支援給付金

次の①②に該当する人に対し、年金に上乗せして支給されます。詳しくは、木更津年金事務所へお問い合わせください。

- ①公的年金などの収入金額と一定の所得との合計額が、一定の基準以下の老齢基礎年金などの受給権者で、世帯全員の市民税が非課税
- ②所得が一定基準以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給権者

税金

固納税課 ☎56-1161 課税課 ☎56-1165 国民健康保険課(国民健康保険税) ☎56-1159

市税

市民税

市民税には、個人市民税と法人市民税があります。

個人市民税は、個人県民税と合わせて市県民税(住民税)と呼ばれ、毎年1月1日現在、市内に居住している人又は家屋敷などのある人で、前年中に一定額以上の所得がある人に課税されます。納め方は、皆さんに直接納めていただく普通徴収と、給料や年金から引き落とされる特別徴収とがあります。

法人市民税は、市内に事務所や事業所がある法人に課税されます。

個人市県民税の申告

個人市県民税の申告書は、市県民税や国民健康保険税を計算するための資料となるばかりでなく、さまざまな目的で市の発行する証明を必要とする場合にも使われますので、所得があった人も、なかった人も期限までに必ず申告してください。

申告書は、例年1月下旬にお送りしますが、届かない場合には課税課までお問い合わせください。ただし、所得税の確定申告をする人、給与収入・公的年金収入のみで支払者から給与支払報告書・公的年金等支払報告書が市に提出されてい

る人、市内に居住している人の扶養になっている人は、申告する必要はありません。(確定申告書の提出が不要で、市県民税において医療費控除など各種の控除を受けようとする場合、申告が必要となります。)

固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。

税額は、固定資産課税台帳に登録された価格(課税標準額)に1.4%の税率をかけて算出した額です。また、都市計画税とは、都市計画事業(道路、下水道、公園の整備など)などの費用にあてるため、都市計画区域のうち市街化区域に所在する土地と家屋に課税される目的税です。

軽自動車税(種別割)

毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。原付バイクなどを購入したときや譲り受けたとき、又は廃車するときや市外へ転出するときなどは必ず、登録又は廃車の申請をしてください。

株式会社 ライフサポート 天笠

損害保険代理店・生命保険募集代理店

(独)中小企業基盤整備機構 共済業務取扱店

〒299-1147 千葉県君津市人見914-1 TEL0439-54-0154
e-mail:amagasa@chiba.nifty.jp FAX0439-54-0258

エリアマップ2 B-3
代表取締役 天笠 等

「お客様第一」をあらゆる活動の原点におき、
保険サービスを通じて安心とやすらぎをご提供します。

企業市民の一員として誠実で信頼される経営を貫き、業務を通じて社会奉仕に努めます。

- ★取扱保険会社 損害保険ジャパン(株)・SOMPOひまわり生命保険(株)・第一生命保険(株)
- ★主な取扱商品 損害保険 自動車保険・火災保険(地震保険)・賠償責任保険・サイバー保険 他
生命保険 終身保険・収入保障保険・医療保険・がん保険・こども保険 他

保険・年金・税



国民健康保険税

国民健康保険加入者のいる世帯の世帯主は、保険税を納めなければなりません。保険税は、国民健康保険加入者への保険給付等を行うための主な財源となります。

納付場所

金融機関

銀行	千葉 京葉 三井住友 三菱UFJ 千葉興業 みずほ りそな 埼玉りそな
信託銀行	三井住友 みずほ
信用金庫	館山 千葉
その他	君津市農業協同組合 中央労働金庫 君津信用組合
ゆうちょ銀行・郵便局	(千葉県/東京都/神奈川県/埼玉県/茨城県/栃木県/群馬県/山梨県のゆうちょ銀行・郵便局に限ります)

コンビニエンスストア

(納付書の裏面に記載。)

口座振替による納税

金融機関の口座振替やゆうちょ銀行・郵便局の自動払込をご利用いただくと、ご指定の口座から自動的に納税することができ、安心・確実・便利です。

振替口座を登録するには、

- 市役所窓口で専用端末にキャッシュカードを通す方法
 - 金融機関窓口で直接申し込む方法
 - ハガキで市役所を通して申し込む方法
- があります。詳しくは、納税課にお問い合わせください。

納期限

市県民税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税(種別割)	国民健康保険税
6月、8月、10月、1月	4月、7月、12月、2月	5月	7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月

※各月の末日が納期限となります。末日が閉庁日の場合、翌開庁日となります。

※12月の納期限は、25日となります。25日が閉庁日の場合、翌開庁日となります。

納付の猶予

納税者又はその家族が災害を受けたり、病気になったり等、一度に納税することが困難となった場合には、お早めに納税課の窓口へご相談ください。

固定資産課税台帳の縦覧

固定資産課税台帳の縦覧は、毎年4月に行います。

縦覧のできる人は、納税者、同居の親族及び代理人です。納税通知書又は課税物件明細書を持参してください。また、代理人の場合は委任状及び代理人の身分証明書が必要です。

縦覧場所は、課税課です。

税に関する証明

市税の納税証明書、課税証明書、固定資産証明などが必要な方は、市民課又は各行政センターへ、印章(はんこ)及び本人確認書類(運転免許証等)を持参のうえ請求してください。

なお、本人に代わって代理人が申請する場合は、委任状など代理人であることを確認するための書類が必要な場合もありますので、詳しくは市民課又は各行政センターにお問い合わせください。

証明書の種類	手数料	必要なものなど
市県民税課税・非課税証明書	窓口での交付 1通300円 コンビニ交付 1通200円	●印章(はんこ)・本人確認書類 ※法人の場合は、会社の代表者印・請求者の身分証明書(運転免許証、個人番号カードなど)
所得証明書	一般用・扶養手当用など 1通300円 児童手当用・年金受給用など 無料	
納税証明書	1通300円	
軽自動車税(種別割)納税証明書	登録・廃車用 1通300円 継続検査用 無料	
固定資産評価額証明書(土地・家屋)	土地・家屋それぞれ1件につき300円 ※1件が複数枚の場合は、2枚目以降1枚につき30円	
固定資産課税台帳登録証明書	1通300円	
固定資産公課証明書	1通300円	
固定資産課税明細書	1通300円	
固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧	1件300円 ※写しを希望される方は、コピー代として、1枚10円	
法人所在証明書	一般用 1通300円 軽自動車登録用 無料	

郵送による市税に関する証明書の申請については、納税課までお問合せください。

特別養護老人ホーム エリアマップ12回 A-5

高齢者の暮らしのお手伝い あんしんグループ 特別養護老人ホームあんしん君津

地域密着型特別養護老人ホーム(29床)ユニット型
全室個室

■君津市愛宕162-1
■TEL:0439-27-0023 ■FAX:0439-27-0025
■URL:http://www.annsinn.jp



福祉 エリアマップ13回 C-2

社会福祉法人芙蓉会 特別養護老人ホーム上総園

○特別養護老人ホーム ○短期入所
○居宅介護支援 ○君津市東部地域包括支援センター

○上総デイサービスセンター
○上総園ふれあいデイサービスセンター
■君津市広岡375 ■TEL:0439-50-7211
■URL:http://www.kazusaen.jp/



Pあり